人事異動

法　務　省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　玉本　将之
福岡地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する
（十一月二十五日）

○定年退官
盛岡区検察庁副検事佐藤六男は、検察庁法第二十二条の規定により十一月二十六日限り定年退官

皇室事項

御弔電

天皇陛下は、大韓民国元大統領金泳三逝去につき、十一月二十五日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、コートジボワール国大統領アラサン・ウワタラ閣下の大統領再任につき、十一月二十五日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第23号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成27年11月30日

人事院総裁　一宮なほみ

1　第２項第８号㈢中「及び」を「並びに」に、「職員」を「官署、職員及び事業」に改める。

2　この決定による改正は、平成27年11月30日から効力を発生する。

労働安全衛生法第70条の２第１項の規定に基づく健康保持増進のための指針に関する公示

健康保持増進のための指針公示第５号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の２第１項の規定に基づき、事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する指針を次のとおり公表する。

平成27年11月30日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　名称　事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する指針

2　趣旨　労働安全衛生法第70条の２第１項の規定に基づき、健康保持増進のための指針公示第１号（昭和63年９月１日）として公表した事業場における労働者の健康保持増進のための指針について、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）の施行に伴い所要の改正を行うものである。

3　適用日　平成27年12月１日

4　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

健康保持増進のための指針公示第６号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の２第１項の規定に基づき、労働者の心の健康の保持増進のための指針の一部を改正する指針を次のとおり公表する。

平成27年11月30日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　名称　労働者の心の健康の保持増進のための指針の一部を改正する指針

2　趣旨　労働安全衛生法第70条の２第１項の規定に基づき、健康保持増進のための指針公示第３号（平成18年３月31日）として公表した労働者の心の健康の保持増進のための指針について、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）の施行に伴い所要の改正を行うものである。

3　適用日　平成27年12月１日

4　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

労働安全衛生法第66条の５第２項の規定に基づく健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針に関する公示

健康診断結果措置指針公示第８号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の５第２項の規定に基づき、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する指針を次のとおり公表する。

平成27年11月30日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　名称　健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する指針

2　趣旨　労働安全衛生法第66条の５第２項の規定に基づき、健康診断結果措置指針公示第１号（平成８年10月１日）として公表した健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針について、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）の施行に伴い所要の改正を行うものである。

3　適用日　平成27年12月１日

4　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針に関する公示

心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第２号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10第７項の規定に基づき、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する指針を次のとおり公表する。

平成27年11月30日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　名称　心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する指針

2　趣旨　労働安全衛生法第66条の10第７項の規定に基づき、心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第１号（平成27年４月15日）として公表した心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針について、派遣労働者に関して派遣元事業者及び派遣先事業者が講ずべき措置を明らかにするため、所要の改正を行うものである。

3　適用日　平成27年12月１日

4　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月30日

栃木労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間825円」を「１時間840円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月31日から効力を生ずる。

富山労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月30日

富山労働局長　吉田　研一

第４号中「１時間760円」を「１時間772円」に改める。